

12月は 福岡県悪質商法 撲滅月間です



市長からのメッセージ

近年、デジタル化やAI技術の急速な進展により、生活の利便性が増す一方、そのリスクも多様化しています。

市民の皆さんには、消費者トラブルを回避するため、「気づく・断る・相談する」というこれまでも必要とされてきた基本的な対応を継続して意識していただくとともに、デジタルサービスに潜む新たなリスクへの理解や、適切な情報の収集など、更に消費者力を高めていくことが求められています。

本市の消費生活センターでは、消費者を取り巻く環境の変化にも的確に対応できるよう相談体制の充実を図っており、最新の消費者トラブル事例を分かりやすく紹介するなどして、デジタル時代に対応できる消費者力の向上に努めているところです。

今後も、地域に根ざした活動を展開していただいている消費生活サポーターの皆さんと連携をとりながら、安全で安心なまちづくりを目指し、消費者行政の推進に全力で取り組んでまいります。

大野城市長 井本宗司

あなたの身近に こんなトラブル、ありませんか

「簡単に稼げる」と謳った副業サイトに注意!

【アドバイス】

- ◆ SNSがきっかけの副業トラブルが増えています。「簡単に稼げる」「借金してもすぐに返せる」といった話をうのみにしないようにしましょう。
- ◆ どのような作業を行うのか、利益が出る仕組みとはどのようなものかなどを自分で調べて、よく分からなければ契約しないようにしましょう。
- ◆ 借金してまで契約するべきか慎重に検討してください。

SNS広告による定期購入トラブルに要注意!

【アドバイス】

- ◆ 「低価格であることを強調する広告を見て、一回だけ、お試しのつもりで商品を注文したら、実は定期購入だった。」「次回の請求額が高額な料金だった。」「業者へ解約の連絡をしたら定期購入を理由に断られた。」などという相談が数多く寄せられています。
- ◆ 商品を注文する前に、「最終確認画面」で定期購入が条件になっていないか、支払総額がいくらになるのか、解約の際の連絡手段、返品特約や解約条件など、細部までよく確認することが重要です。
- ◆ 最終確認画面は、スクリーンショットで保存しましょう。

市消費生活センターの相談件数
(令和5年度)

年代別	相談件数	前年度比
20歳未満	4	-4
20代	73	-2
30代	70	-46
40代	130	+4
50代	171	-6
60代	128	-41
70歳以上	287	+15
その他・不明	42	-5
合計	905	-85

悪質商法の被害に遭わないために

安い・無料・絶対もうかるなどの甘い言葉に惑わされず、それが本当に必要なものか、適正な価格なのかを考えたり調べたりしましょう。

巧妙に作られた偽メールやサイトは真偽の見極めが非常に困難です。少しでも不審に思ったり、判断がつかなくなったりする場合は、一人で悩まず、消費生活センターに相談しましょう。

●消費生活相談 (予約不要)

◇市消費生活センター (市役所新館4階)

平日 午前9時半～正午・午後1時～4時半 ☎(580)1968

◇消費者庁消費者ホットライン

土・日曜日、祝日 ☎188 (局番なし)

●問い合わせ先 生活安全課生活安全担当 ☎(580)1897